

(別紙)

## 「近未来技術実証特区におけるプロジェクト」の募集に係る提案

【募集期間】平成27年1月15日(木)から2月13日(金)(必着)

### 【留意事項】

○いただいたご提案については、HPにて公表する予定ですが、ご提案内容について、非公表を希望される方は、i.kokkatoc@cas.go.jpへその旨メールにてお知らせください。

○参考資料がある場合は、本提案用紙とは別ファイルでご提出ください。なお、ファイル名は、「提案者名、提案名(参考資料)」としてください。

### 【回答者情報】

- 団体・所属名: 熊本大学・大学院自然科学研究科
- 提案者氏名: 大谷順(自然科学研究科長)
- 電話番号: 096-342-3513
- メールアドレス: szk-somu@jimu.kumamoto-u.ac.jp

【① 提案者の氏名または団体名(回答必須)】  
熊本大学大学院自然科学研究科

【② 提案者の住所・所在(回答必須)】  
熊本県熊本市中央区黒髪2-39-1

【③ 提案名(回答必須)】  
無人航空機を用いた広域監視・観測システムの開発と実証

【④ プロジェクトの実施場所(回答必須)】  
熊本県全域

【⑤ 具体的なプロジェクトの内容(回答必須)】  
河川や活火山、鉱山や港湾・干潟の状況調査等、広い地域を監視・観測するための無人航空機システムを開発し、これを活用する技術を実証するものである。

詳細については、別添の資料1を参照。

【⑥ ⑤のプロジェクトを不可能又は困難とさせている根拠法令等（回答必須）】

航空法  
航空法施行規則  
道路交通法  
自然公園法  
電波法施行規則  
民法

具体的な説明については、別添の資料2を参照。

【⑦ ⑤のプロジェクトの実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容（回答必須）  
別添の資料2の1項を参照。

【⑧ ⑥及び⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容（回答必須）  
別添の資料2の2項を参照。

【⑨ ⑧を措置した場合に想定される経済的社会的効果（回答必須）】

これまで、無人航空機について適切な法整備が行われてこなかったため、革新的な技術としてこれを開発する社会的な基盤のない状態であった。本規制の設置により、安全を確保しつつ、実用的な技術の運用の社会的な受入体制が整うこととなり、いよいよ業としての無人航空機の運用が行えるようになる。このことは、我が国で開発された無人航空機がグローバルマーケットで一定の地位を占めることにも繋がり、産業振興の効果が高く期待される。